

## 第3回 原子燃料分科会 議事録

1. 日 時 平成14年9月12日(木) 13:30～16:30

2. 場 所 日本電気協会4階 C, D会議室

3. 出席者 (敬称略)

出席委員: 古田副分科会長(原子力発電技術機構), 渡邊幹事(東京電力), 石野(東海大学), 新井(東京電力), 猪原(電源開発), 窪田(ジルコプロダクツ), 常松(原子燃料工業), 中村(日本原子力研究所), 藤田(日本原子力発電), 松本(三菱マテリアル), 松本(GNF-J), 岡田(三菱原子燃料), 中谷(東北電力)

代理委員: 岡山(三菱重工 安部田委員代理), 石櫃(北陸電力 中野委員代理), 内田(北海道電力 河田委員代理), 米山(四国電力 木口委員代理), 疇津(九州電力 本田委員代理), 野田(中部電力 熊崎委員代理), 角田(中国電力 田村委員代理)

欠席委員: 梶山(核燃料サイクル機構), 高橋(関西電力), 渡辺(経済産業省原子力安全・保安院)

オブザーバ: 塩見(日本原燃), 川崎(GNF-J)

事務局: 浅井, 堀江, 国則, 平田, 福原, 上山(日本電気協会)

4. 配付資料

資料 No.3-1 第2回 原子燃料分科会 議事録(案)

資料 No.3-2 第6回 原子力規格委員会 議事録(案)

資料 No.3-3 JEAG4204-2002 改定案検討の考え方

資料 No.3-4 発電用原子燃料品質管理指針改定案 修正版

資料 No.3-5 JEAG4204 新旧比較表

資料 No.3-6 原子燃料分科会委員名簿案(9月12日現在)

参考資料-(1) 規格策定基本方針 委員心得 (付則-1)

参考資料-(2) 規格策定基本方針 図書の保存期間(付則-2)

参考資料-(3) 規格策定基本方針 規格作成手引き(付則-3)

参考資料-(4) 原子力規格委員会 運営規約 細則

参考資料-(5) 原子力規格委員会 分科会規約

参考資料-(6) 原子力規格委員会 事務局通知の発行について

5. 議事

(1) 会議定足数の確認

事務局より, 委員総数23名に対し本日の委員出席者(代理委員含む)数20名で, 会議開催条件(分科会規約第10条)の「委員総数の2/3(16名)以上の出席」を満たしていることの報告があった。

(2) 第3回分科会開催主旨説明

古田副分科会長より, 第6回原子力規格委員会(平成14年6月18日開催)での審

議結果を踏まえた、原子燃料品質管理指針改定案修正版の審議を主要目的として、開催する旨の説明があった。

### (3) 分科会委員の変更案紹介

- ・資料 No.3-6 に基づき、事務局より前任委員からの推薦を得た新任候補の紹介と、今後の委員手続（規格委員会の承認・任命）が紹介された。

北海道電力： 河田 克彦    内田 淳  
四国電力   ： 木口 守      柏野 士郎  
北陸電力   ： 中野 浩之    米原 禎  
中部電力   ： 熊崎 隆啓    野田 宏

- ・資料 No.3-6 に基づき、古田副分科会長より新任候補の紹介の後、分科会規約に基づき審議したところ、全委員賛成にて参加（推薦）が決議された。

新任 塩見 俊也   ： 日本原燃（株）  
新任 下重 孝則   ： （株）グローバル・ニュークリア・ジャパン  
新任 寺井 隆幸   ： 東京大学 教授（システム量子工学専攻）  
新任 山中 伸介   ： 大阪大学 教授（原子力工学専攻）

### (4) 原子燃料分科会 新会長の選出

- ・分科会規約第4条第4項に基づき、分科会長候補者を委員から推薦（自薦、他薦）していただくよう委員の方々をお願いした結果、渡辺委員から石野委員を分科会長候補者として推薦したい旨の提案があった。他に候補者はなく、分科会長候補者である石野委員について、単記無記名投票を実施した。

開票の結果、過半数以上の票を集め石野委員が原子燃料分科会長に選出された。

（賛成投票 19 票・無効投票 1 票 / 出席委員の総票数 20 票）

- ・石野分科会長より、就任のご挨拶があった。
- ・副分科会長及び幹事の指名については、原子力規格委員会からの分科会長委嘱後、指名することになった。

### (5) 前回(第2回 原子燃料分科会)議事録案の確認（事務局）

- ・資料 No.3-1 に基づき、事務局より前回議事録（案）の紹介があり、特にコメントなく了承された。

### (6) 第6回原子力規格委員会審議結果の概要説明（事務局）

- ・資料 No.3-2 に基づき、事務局より分科会共通事項の規格策定基本方針付則・規格委員会運営規約細則・分科会規約・周知事項（事務局通知）等の項目を紹介した。  
なお、参考資料(1)～(6)の内容説明は省略。

- ・資料 No.3-2 に基づき，事務局より原子力規格委員会での原子燃料分科会関連の審議結果について説明があった。

(7) 発電用原子燃料品質管理指針案（修正版）の審議

- ・資料 No.3-3・No.3-4・No.3-5 に基づき，渡邊委員より「発電用原子燃料品質管理指針案」の修正版（前回の原子力規格委員会コメント等の反映）について説明がなされた。  
また，規格委員会のコメントではないが，構成の見直し（製造 検査の順序変更）を図った点については，全委員より異議はなく了承された。

本改定案（修正版）に関して以下の議論があった。（ : 質問，コメント : 回答）

本指針に関連する品質保証指針（JEAG4101-2000）は改定中か？

JEAG4101-2000 版は改定中だが，現状は活きている。

JEAG は定期的にサーベイを行なうが，品質保証指針（JEAG4101-××××）の改定版が将来発行されれば，付随して本指針も見直す必要がある。

品質管理と品質保証の区別を明確にするという規格委員会コメントに対し，品質保証を除くという解釈でいいのか？

正確なコメントは「品質管理を扱っている割には，品質保証の占める割合が大きいので整理すべき」という指摘である。

現在，品質保証指針（JEAG4101-2002）が検討されていること及び国の「検査のあり方に関する検討会」における品質保証に関する要求事項が検討されている状況下で，本指針（JEAG4204）に品質保証に関する説明書を入れる意味合いは失われている。よって，参考事項編も含めて品質保証に関する記載を行なわないことにした。  
なお，原子燃料に関わる品質保証については，「原子力発電所の品質保証指針（JEAG4101）」に拠るものとして，本文に明記している。

基本事項 3.1 検査の計画 (1)項 検査の実施計画の文面で，「後工程で確認が可能な項目については，省略することができる。」という表現が曖昧では？

後工程で検査を行なうと明記すべきではないか。

適切な表現に訂正する。 **（委員了承）**

基本事項 3.1 検査の計画 (1)検査の実施計画 解説 7の図1は，「破壊検査」・「非破壊検査」のリストであり，検査手法の一例である。

同解説 7の図1について，以下の指摘があった。

- ・誤字，脱字
- ・検査方法と検査項目の並びが逆では？
- ・検査項目に対し，検査方法が特定されている。（複数あってもよい。）  
解説 7の図1は，第3章 参考事項 2.「検査の項目と方法」に，詳細な説明が含まれているため，削除する。 （委員了承）

全体の検査のプランニングを行なうという要求事項は，文章のどこに記載されているのか？

基本事項 3.1 検査の計画編に記載されている。

JEAG4204-1990 版の「表1：母集団及び検査単位の構成要素の例」は，分かりやすいため，削除するよりも参考事項編に残してはどうか？

第3章 参考事項に追加して残す。 （委員了承）

基本事項 3.2 検査の実施(2)項 検査員の資格管理の文面で，「検査員の認定等」の資格管理・・・」中，等の持つ意味合いは何か？

全ての検査が資格認定で実施されている訳ではない。検査項目によってはOJT,経験等から指名制をとって実施しているケースもあり，必ずしも資格認定を要求するものではない。こうした理由から，検討会においても議論した結果，弾力性を持たせる意味で「等」を付けた。 （委員了承）

関連して，ひとつ前の文章「検査は，必要な資格を有する検査員によって・・・実施されること。」とあるのは，資格が必要でない検査もあり得る，との解釈である。

基本事項 3.3 検査の確認で，従来のホールドポイント・不適合に関する記載が削除された理由は，JEAG4101 品質保証上の要求と重複するということで片付けてよいものか？

検査の全てが一義的にホールドポイントとはならない。検査を行なう人がホールドポイントを任意に決めることもできる。

品質保証 JEAG4101 よりホールドポイントを読み取ることができるのか？

原文を残し，現状にあった形で修文する。修文案については，分科会委員に諮った上で，規格委員会へ上程する。 （委員了承）

第一章 序論編 解説 1の 項の文面で，「統計的な管理手法を用いて」という表現は，適切ではない。

不適切であるため，削除する。 (委員了承)

第三章 参考事項 2．検査の項目と方法に説明書きを加えるべきではないか。  
説明書きを追加する。 (委員了承)

基本事項 3.1 検査の計画 (1)検査の実施計画の文面で，「検査方法の妥当性の評価にあたっては・・・」という表現は，妥当性の評価を行なうべきか否かを説明するものではないか？

表現を訂正する。 (委員了承)

基本事項 3.1 検査の計画 (2)検査の実施場所に 「検査の実施場所は検査が適切に行なえるよう設定すること」と記載されているが，解説 8の文面の定位置検査と巡回検査のどちらの場所が適切なのか？(ガイダンスが必要ではないか。) 検査実施場所とは，検査が適切に行なえるよう設定するという事で，どちらかを選択せよという解釈ではない。

以上の議論を踏まえて，一部の語句・記述の訂正等を行い，改定案として原子力規格委員会へ上程することを，分科会規約に基づき挙手による決議を行った結果，賛成19名，棄権1名で可決された。

#### (8) その他

次回分科会は，改定版の早期発刊を目標に，10月9日開催の第7回原子力規格委員会での審議結果等を踏まえて、必要に応じ開催する予定。

以 上